



Part 3

サステナビリティ経営

- CSOメッセージ 57
- 推進体制 61
- 重要社会課題と長期・中期目標 63
- 気候変動緩和 65
- 人権尊重 69



CSOメッセージ

持続可能な社会の実現に向けて
成長戦略である「サステナビリティ経営の高度化」に
取り組みます。



代表取締役 専務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO
山埜 英樹

成長戦略とサステナビリティ経営

「企業の持続的な成長」と「社会の持続可能な発展への貢献」——私は、サステナビリティ経営にはこの二つの要素があり、それらを一つの軸に重ねた取り組みこそが、これからの時代の企業活動のあるべき姿だと考えています。企業は、将来の事業環境変化を見通し、自らの強みを活かして二つの要素を満たしてこそ、長期的視野での価値創造ストーリーを描くことができます。

では、住友商事グループにおける成長戦略と持続可能な社会の実現をどう両立させるか、またどのように価値創造を追求するのか——私たちは2021年度を初年度とする当社グループの新しい中期経営計画を策定するに際して真剣な議論を重ねてきました。そして、策定した「SHIFT 2023」においては、サステナビリティを計画遂行の基盤となる概念と位置付けるだけでなく、事業活動と一層結びつけて考え、具体的な取り組みや経営資源配分に反映させることが不可欠との結論に至りました。これまで進めて

きた「サステナビリティ経営の高度化」をさらに強化する方針であり、その内容は後段で詳しくご説明します。

サステナビリティ経営の礎となる
「住友の事業精神」

「SHIFT 2023」における取り組みを語る前に、まず、当社グループのサステナビリティ経営の歩みについてご説明します。

我々、住友グループの企業は、時代を超えて「住友の事業精神」を受け継ぎ、その価値観に則って事業を営んできました。「住友の事業精神」を伝える言葉の中に「自利利他公私一如」があります。この言葉には、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利するものでなければならない」という考え方が込められており、「公益との調和」の重要性を説いています。まさに現在のサステナビリティ経営に通ずるものといえるでしょう。住友グループはこうした価値観を羅針盤として、約400年の歴史の中で、

その時々々の社会の課題や事業環境の変化に向き合いながら、経済的な利益を追求するだけでなく、自らの使命として常に公利公益に資する経営に努めてきました。

現在の社会は、気候変動や生物多様性の棄損、天然資源の枯渇、人権侵害などのさまざまな問題により、その存続が脅かされるという深刻な事態に直面しています。これらの問題を克服し、社会を持続可能な発展の道筋に回帰させることが、世界共通の課題です。そして企業には、その解決に主体的に取り組むことが強く求められています。

このような時代背景を踏まえ、私は改めて「住友の事業精神」を体現した経営が重要だと考えています。今こそ、社会課題の解決にコミットし、社会のあるべき姿を中長期的視野で追求する企業が、より多くのビジネスチャンスを得るとともに企業経営におけるリスクを低減し、企業価値の持続的向上を実現できる——私はそう確信しています。

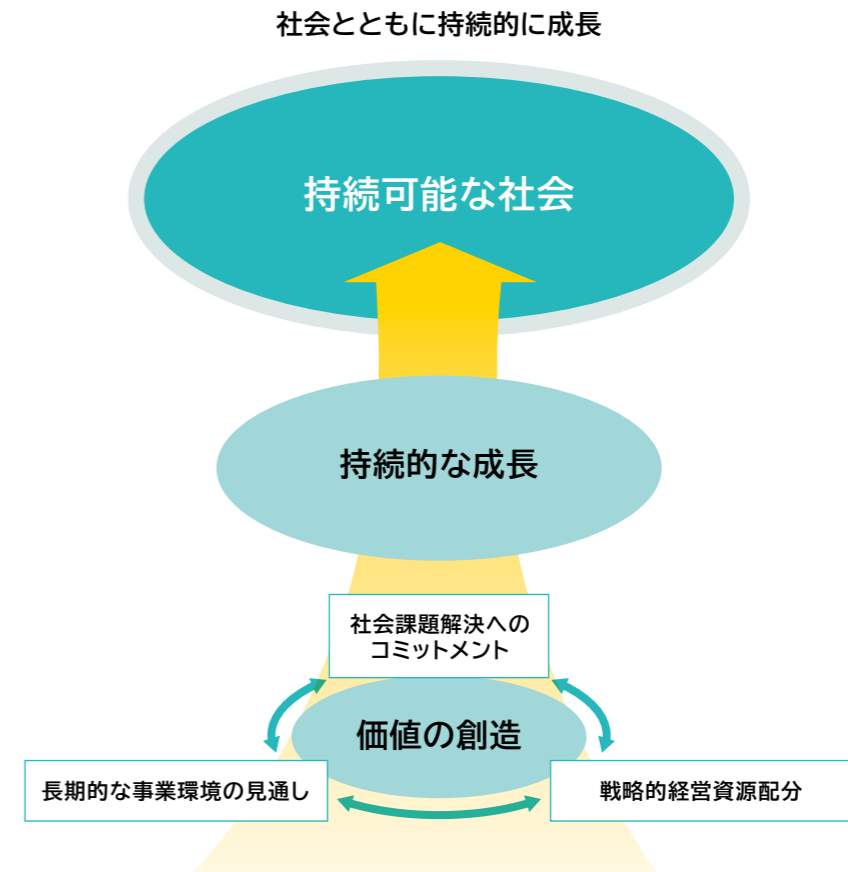
さらなる高度化への挑戦と
「SHIFT 2023」での取り組み

近年、当社グループは、「持続可能な社会の実現」を経営における重要なテーマとして掲げ、事業を通じて社会課題の解決に貢献するべく取り組んできました。

2017年度には、社会とともに持続的に成長するために優先的に取り組むべき課題として「6つのマテリアリティ」を特定しました。以来、このマテリアリティを経営判断の根幹に据え、個別事業戦略との整合性を常に意識し、社会とともに持続的に成長することを目指すサステナビリティ経営を標榜し、実践しています。(▶詳細はP9へ)

また、2020年度からは、「サステナビリティ経営の高度化」を進めています。具体的には、世界が直面する社会課題から、当社グループの事業活動と特に関わりの深い「6つの

住友商事グループのサステナビリティ経営



重要社会課題」を定めるとともに、それぞれの課題解決に貢献するための長期目標を策定しました。

そして2021年度には、当社グループのサステナビリティ経営をさらに加速させるべく、冒頭で言及した新中期経営計画「SHIFT 2023」に結びつけた施策を打ち出しました。

サステナビリティへの取り組みは長期的視点を持って推進すべきものですが、一方で足元からしっかりと具体的な成果を積み上げていくことも肝要だと私は考えています。そこで、「SHIFT 2023」のスタートと同じタイミングで、重要社会課題の解決に向けたアクションを、より具体化していくための中期目標を策定するとともに、各営業組織における取り組みの進捗を確認するためのKPI/KAIを定めました。

(▶詳細はP63へ)

また、当社グループの成長戦略として、「SHIFT 2023」では、カーボンニュートル社会や循環経済化などが達成された持続可能な社会像からバックキャストして想定される新たな事業機会を見据え、戦略的な経営資源配分を進めていきます。例えば、将来の主力ビジネス創出を狙って取り組む次世代成長戦略テーマは、サステナビリティに対する社会の要請を踏まえて選定したものです。(▶詳細はP39へ)

社会課題は、企業にとって中長期的な機会とリスクの両面になり得ます。事業環境の変化の中で、いかにしてビジネスチャンスを先んじて捉えるか、またリスクを認識・評価しつつ、いかにマネージするかが、企業の持続的成長を左右することになるでしょう。こうした目利き力とリスク管理能力は総合商社のビジネスモデルの肝であり、我々は「サステナビリティ経営の高度化」を通じて、社会課題への対応と経済合理性が両立する事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

サステナビリティ経営におけるガバナンスの強化

リスク管理についてももう少しお話しします。

サステナビリティを巡る社会課題は、市場やニーズに変化を生み出し、多様な事業をグローバルに展開する我々に

対してさまざまなかたちでインパクトをもたらします。当社グループが社会とともに成長を遂げていくには、各事業およびサプライチェーンに与えるポジティブ・ネガティブなインパクトを把握し、必要な経営判断を行うことが要諦になります。

そのために我々は、事業活動のガバナンスの一層の強化に取り組んでいきます。「SHIFT 2023」においては、財務指標の管理と併せて、重要社会課題の長期・中期目標（非財務指標）達成に向けた管理を徹底し、行動計画の進捗状況を定期的に確認しながらPDCAサイクルを回していきます。

また、我々の活動が社会に深刻な影響を与えるリスクを適切に管理するために、ESGの観点を踏まえた新規投融資案件の審査や投資後のモニタリングを強化し、経営会議の各諮問機関を通じ、経営会議や取締役会で管理状況をしっかりと監督する仕組みを築いています。

「気候変動」「人権」という焦点

我々が事業を展開する中で、特に対応を厳しく問われている社会課題として、気候変動と人権があります。当社グループでは、これらの課題を重要社会課題に組み入れ、機会と



リスクをマネージするべく、実践的で実効性のある方針を立て、施策を講じています。

気候変動は自然災害にとどまらず、エネルギーの供給や、さまざまな生産技術、ライフスタイルの変化などを通じて、我々の事業活動に幅広く影響を及ぼします。当社グループでは、2021年5月に、CO₂排出量の削減を加速させるべく「気候変動問題に対する方針」の見直しを発表しました。また、従来より長期目標として掲げる「2050年の事業活動のカーボンニュートル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦」の達成に向けて「当社グループのCO₂排出量を、2035年までに50%以上削減(2019年比)」と「社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築」を中期目標としています。(▶詳細はP65へ)

さらに「SHIFT 2023」では、次世代エネルギー分野での社会構造変化がもたらす新たな事業機会を捉え、機動力を持って戦略を推進するための新組織として、「エネルギーイノベーション・イニシアチブ(EII)」を立ち上げました。(▶詳細はP67へ)

また、近年、「ビジネスと人権」というテーマへの関心が高まり、各国政府・企業が協同して、ビジネスサプライチェーンに関係する全ての人々の人権を守る取り組みが、世界的に進んでいます。こうした中、我々は、「全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重」を長期目標として掲げるとともに、ビジネスと人権のグローバルスタンダードである「『国連ビジネスと人権に関する指導原則』『住友商事グループ人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底」「安全な職場環境の確保」「多様性に富み互いに尊重し合う組織の実現」を中期目標とし、その達成に向けた取り組みを始めています。(▶詳細はP69へ)

情報開示の充実とステークホルダーとの対話

今や当社グループの活動は、株主や取引先企業、従業員、各事業における周辺地域住民の方々にとどまらず、世界中の人々の暮らしや社会にまで影響を与え得ると認識しています。我々は、その影響力の大きさを絶えず意識し、自社の理

念や判断に沿って行動するだけでなく、幅広いステークホルダーの方々から当社グループの経営に対する理解と信頼を得るべく努力する必要があることを実感しています。そのためには、経営理念や成長戦略に加え、直面している機会とリスク、また事業活動が社会にもたらす正と負の影響について、適時に透明性の高い情報を発信し、さまざまなステークホルダーの方々との対話を通じて、信頼関係を築くことが何よりも大切です。

その中で当社グループでは、非財務情報の開示に積極的に取り組む基本方針のもと、2019年3月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の最終提言に賛同を表明し、毎年更新するESGコミュニケーションブックにおいて同提言に沿った情報開示を行っています。また、2021年1月には、ダボス会議の開催母体として知られる世界経済フォーラムの下部組織であるInternational Business Council(IBC)が主導してまとめたStakeholder Capitalism Metrics[※]にも賛同を表明しました。2021年度よりこの指標に基づく情報開示を開始し、非財務情報開示の拡充を図っていきます。

今後も、ステークホルダーの皆様は、我々の事業活動をより深くご理解いただけるようなコミュニケーションに努め、対話を通じて寄せられた意見を参考にしながら、住友商事グループのサステナビリティ経営のさらなる高度化を進めてまいります。

[※] Stakeholder Capitalism Metrics:ステークホルダー資本主義指標。企業が業種や地域を問わず報告可能である普遍的で比較可能な開示事項を提供するものであり、ガバナンス(Governance)、地球(Planet)、人(People)、繁栄(Prosperity)の4つのテーマで21項目の中核指標と34項目の拡大指標からなる、非財務情報開示の指標と開示・報告の枠組み。

Stakeholder Capitalism Metricsに基づく開示は、最新のESGコミュニケーションブックをご参照ください。



<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/report>

推進体制

社会とともに持続的に成長し、求められる価値を創造し続けていけるよう、サステナビリティ経営を着実に推進する体制を構築しています。

サステナビリティ経営の推進

当社では、サステナビリティ関連施策などを企画・推進するサステナビリティ推進部が、各事業部門におけるサステナビリティ推進の責任者である事業部門の業務部長および担当者に加え、関連コーポレート各部、海外地域組織の担当者と連携することで、住友商事グループ全体のサステナビリティを推進しています。

また、経営会議の諮問機関として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティ推進に関する重要な取り組みについては、同委員会から経営会議、取締役会に付議・報告し、経営会議の判断、取締役会の監督のもとで進める体制をとっています。

2020年6月には、サステナビリティ経営の高度化の一環として当社グループに関わりが深い6つの重要社会課題を選び、それに紐付く長期目標を定めました。また、2021年5月には中期目標も設定しました。

今後も社会とともに持続的に成長し、求められる価値を創造し続けていけるよう、サステナビリティ経営を着実に推進していきます。

なお、右頁の通り、事業の属性・状況に応じたリスク管理を通じて、多様な事業を展開する当社グループ全体の社会・環境関連リスク管理の水準向上にも引き続き努めています。

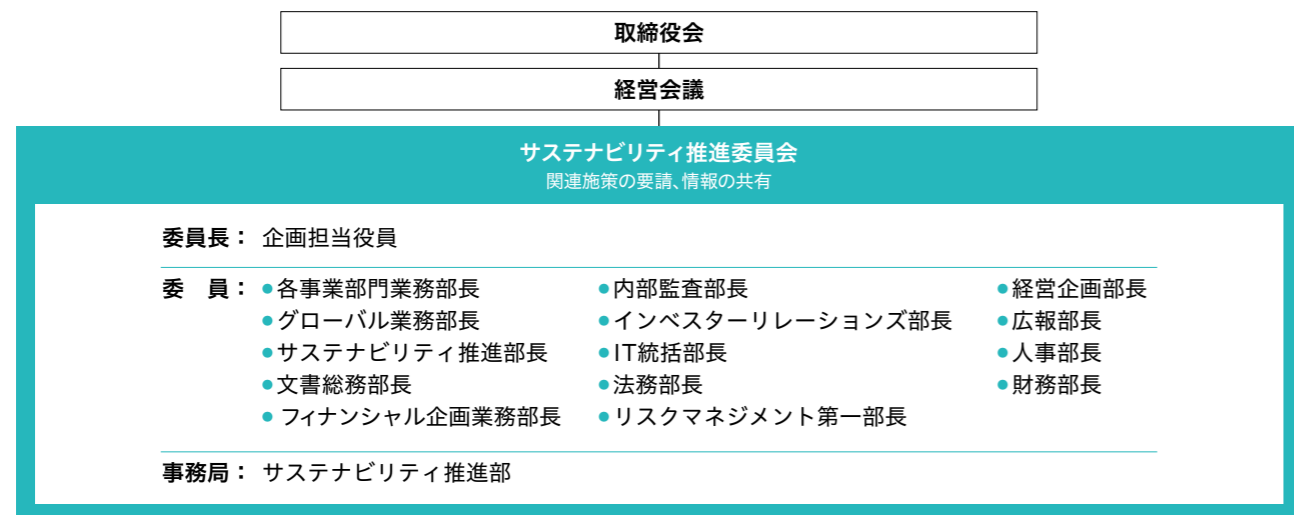
気候変動問題に対する取り組み

気候変動問題への対応はサステナビリティ経営における最重要課題の一つであり、当社グループは2021年に「気候変動問題に対する方針」を見直し、事業活動のカーボンニュートラル化の推進、次世代エネルギーへの取り組みを新たな目標として掲げています。また、気候変動に関連する全社のリスク状況を継続的にモニタリングし、TCFD提言に沿った情報開示の充実を図っています。それらの方針・施策は、気候変動に関連して当社が直面するリスクと機会に加え、気候変動問題の解決において企業が求められる社会的責任を踏まえています。そして経営会議の決議を経て、多方面にわたる知見を備えた社外取締役を含む取締役会の承認・監督のもとで実施されています。

気候変動緩和に関する取締役会・経営会議の関与

- 重要社会課題に対する目標とアクションプランを策定
- 主要リスクに関する定期的なモニタリングを実施、対応を徹底検討・議論
- 新規投資実行前に、社会・環境への影響を考慮する体制を整備
- TCFDの最終提言(2019年3月)およびIBC Stakeholder Capitalism Metrics(2021年1月)に賛同、気候変動に関連する財務情報や非財務情報の開示内容の充実化を推進
- 「次世代エネルギー」を成長戦略テーマとして設定

サステナビリティ推進体制図



サステナビリティ経営における社会・環境関連リスク管理

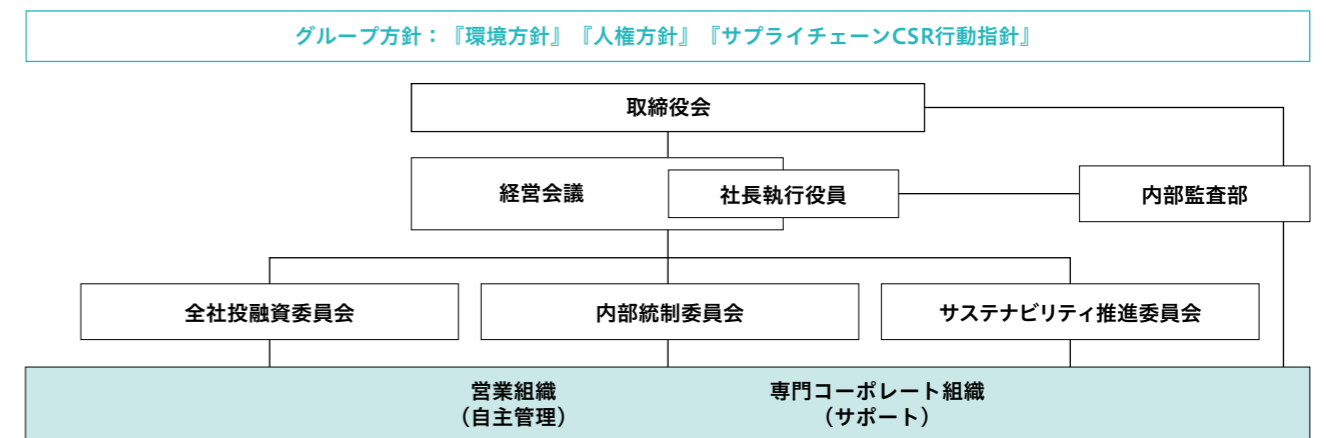
住友商事グループは、グループ全体の事業活動が社会・環境に与える影響を適切に管理するための全社的フレームワークを整えています。新規投資時の調査では、各事業の特性を踏まえた上で、環境コンサルタントによる環境評価や、法律事務所などによる人権・労働問題の評価によって、事業が健全に経営されているか、ステークホルダーに深刻な影響を与えていないかを確認しています。投資後は、事業会社との対話を通じ、担当営業組織や関連するコーポレート組織が共同で、環境、人権、労務管理、サプライチェーンなどの状況を定期的にモニタリングし、課題がある場合には、その事業特性に応じて改善を進めます。内部監査の際にも、各事業の特性を踏まえ、法令を遵守しているか、国際的な社会・環境問題に関するスタンダードに沿った経営を実施しているかを確認しています。当社グループの事業活動の影響について、地域住民やNGOなどから指摘を受けた場合には、実態を把握しながら対話・協議を行い、当該課題の改善

に努めます。こうした新規投資時の審査や投資後のモニタリングの結果、仮に、重要な社会・環境課題が生じている場合、個別対応については、関連する社内委員会を通じて経営会議・取締役会に付議・報告しています。

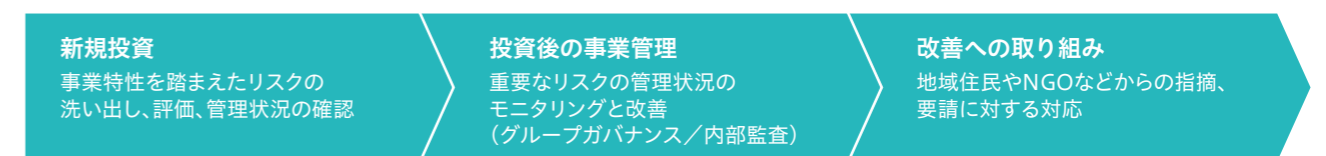
さらに、当社グループでは社会・環境関連リスク管理体制の一層の強化を図っています。「環境方針」「人権方針」「サプライチェーンCSR行動指針」などを通じて社会・環境課題への当社の考え方を明示するとともに、グループ内での浸透・徹底を図っています。

また、2020年4月には、社会・環境関連リスクの評価シートを導入しました。この評価シートを投資申請時に活用し、申請事業が移民労働者の雇用や住民移転を伴う事業であるか、持続可能な調達や気候変動に影響を及ぼす事業であるかなど、その社会・環境関連リスクの可能性を確認しています。さらに、案件のリスクに応じて、サステナビリティ推進部が投資の審議に参加する仕組みも整えています。こうした体制のもと、事業ごとに異なる社会・環境関連リスク管理を徹底しています。

社会・環境に関わるリスク管理体制



全社的なフレームワークによるリスク管理の運営



重要社会課題と長期・中期目標

持続可能な社会の実現のために、当社グループが取り組むべき6つの「重要社会課題」と「長期目標」を設定し、その具体的なアクションプランとして「中期目標」を定めました。

特定プロセス

当社では、サステナビリティ経営の高度化について検討するため、2019年度に社内プロジェクトチームを立ち上げました。

プロジェクトチームは、総合商社としての当社事業活動の特性を踏まえ、当社グループに関わりが深く重要性が高いと考えられる課題について仮説を立て、ロング・リストからいくつかの課題を抽出しました。同時に各事業部門の事業部門長・本部長に対し、ロング・リストをもとに、各組織の戦略および事業活動における社会課題に関わる機会とリスクについてのサーベイやヒアリングを実施し、それぞれの課題に対する当社事業の関わりについて分析しました。そして最終的に、プロジェクトチームの立てた仮説とサーベイ結果を突き合わせ、カテゴリーを整理した上で、6つの重要社会課題を特定しました。重要社会課題と長期目標は、経営会議と取締役会の決議を経て、2020年6月に決定しました。さらに2021年5月には、中期目標も機関決定しました。一連のプロセスにおいては、環境や人権に関する有識者、機関投資家、国際機関などとの意見交換を行い、さまざまなステークホルダーからの当社への期待が適切に反映されているかを確認しています。

※1 2020年時点：石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%
 ※2 他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量
 ※3 個別事業で目標を設定し削減に注力
 ※4 2020年時点：1.5GW(1GW = 10億W)
 ※5 サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害などに関する、従業員・地域住民などステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につながる仕組み
 ※6 当社グループの社員参加型の社会貢献プロジェクト

重要社会課題と長期・中期目標

| | 重要社会課題 | 長期目標 | 中期目標 | 関連するSDGs |
|----------|-----------------|--|--|-----------------------|
| 社会の持続可能性 | 気候変動緩和 ▶P65ハ | 2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦 | 当社グループのCO₂排出量を、2035年までに50%以上削減(2019年比) <ul style="list-style-type: none"> 発電事業のCO₂排出量を2035年までに40%以上削減(内、石炭火力発電については、60%以上削減)。2035年の発電ポートフォリオ：持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30%※1 化石エネルギー権益事業から生じる間接的CO₂排出量※2を2035年までに90%以上削減。 上記以外の事業におけるCO₂排出量の削減。※3 社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築 <ul style="list-style-type: none"> 水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、再生可能エネルギー供給の拡大 [2030年までに3GW以上]※4、新たな電力・エネルギーサービスの拡大。 電化・燃料転換、エネルギー効率・炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大。 カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO₂吸収・固定・利活用の推進。 | 7, 9, 13 |
| | 循環経済 | リサイクル・省資源型の技術・商品への転換 天然資源の持続可能な調達 | 循環型原材料等の使用、廃棄物の回収、製品の利用率改善の促進 <ul style="list-style-type: none"> リサイクルされた、または再生可能資源に由来する循環型原材料等の使用量拡大。 製品の利用率改善・長寿命化を促進するビジネス(シェアリング・中古販売・リース・レンタル等)の拡大。 当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な調達を要する、主要な天然資源関連商品の特定と調達方針の策定、認証取得の促進、自主監査体制の強化。 | 6, 11, 12, 13, 14, 15 |
| | 人権尊重 ▶P69ハ | 全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重 | 『国連ビジネスと人権に関する指導原則』『住友商事グループ人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 2023年までに、“指導原則”に基づく人権教育の単体受講率100%、地域組織・子会社実施率100%を達成。 人権デュー・デリジェンスのリスク分析の強化により、2025年までにサプライチェーンを含む全事業のリスクを的確に評価しリスク低減策を実施。評価結果を踏まえて、より有効なグリーバンズメカニズム※5を構築。 安全な職場環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> 製造・加工業、大規模工事を伴うプロジェクトを中心とした主要事業労働現場における災害ゼロへの取り組み強化。 多様性に富み互いに尊重し合う組織の実現 <ul style="list-style-type: none"> 差別・ハラスメントのない職場環境を整備。 国籍、年齢、性別、性的指向、性自認など、あらゆる属性や価値観にとらわれることなく個々人が能力を発揮できる人材マネジメントを推進。 | 1, 3, 5, 8, 10, 16 |
| 社会の発展と進化 | 地域社会・経済の発展 | 地域の産業発展と人材育成への貢献 産業・社会インフラの整備 | 当社グループ事業のグローバルな展開を通じた地域産業の発展・雇用創出・人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 持続可能で、生産性・付加価値の高い産業の振興、事業を通じた地域社会との共生。 当社グループ事業拠点における雇用の創出、経営人材・高技能人材の育成。 社会の持続可能な発展に資する産業・社会インフラの普及 <ul style="list-style-type: none"> 良質なエネルギー、水、輸送・物流、通信・金融サービス等へのアクセスを可能にするインフラや、都市機能を高度化する事業の推進。 | 1, 2, 7, 8, 9, 11, 17 |
| | 生活水準の向上 | 高度な生活関連サービスの提供 | 都市化、高齢化等の社会課題解決に資する、高度な生活関連サービスの普及 <ul style="list-style-type: none"> 新たな技術やコンセプトによる、モビリティ、メディア・通信、ヘルスケアサービス、スマートシティ構築等、生活水準を向上する、より高度なサービス・新たな機能の提供。 | 1, 2, 3, 9, 11 |
| | 良質な教育 | 質の高い教育の普及 | 100SEED※6活動等を通じた、良質で平等な学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> 教育機会の提供対象の量的拡大。 受益者の満足度100%。 毎年継続して全社員の5%以上参加(対象は単体・地域組織・グループ会社)。 | 4 |

課題の分析

新中期経営計画

サステナビリティ経営

ガバナンス

セグメント別事業概況

データセクション

気候変動緩和

気候変動問題に対する長期・中期目標

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動緩和を重要社会課題の一つとして捉えており、パリ協定で定められた目標の達成を含む、気候変動緩和に関する各種課題の解決を目指しています。

そして2020年6月に、日本政府による2050年カーボンニュートラル化の宣言に先駆けて、2050年までに当社グ

ループの事業活動におけるカーボンニュートラル化を目指すとともに、社会のカーボンニュートラル化に貢献していく方針を長期目標として掲げました。そして、2021年5月に策定した中期目標では、この長期目標の達成に向け、中間年である2035年までにCO₂排出量を2019年比で50%以上削減していく道筋を具体的に示しています。

今後、各目標の達成に向けた進捗をモニタリングし、ステークホルダーの皆様への情報開示の拡充に取り組んでいきます。

| | |
|------|---|
| 長期目標 | 2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦 |
| 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当社グループのCO₂排出量を、2035年までに50%以上削減(2019年比) ● 社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築 |

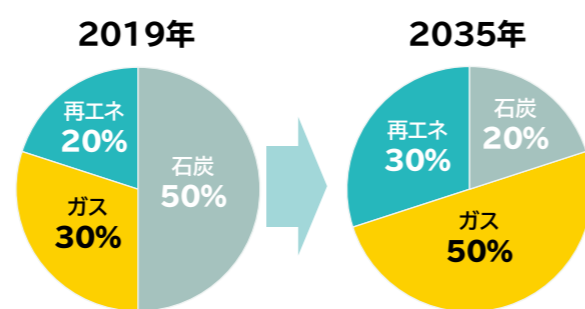
当社グループのCO₂排出量削減目標



カーボンニュートラル化の対象範囲

| | Scope 1 直接排出 | Scope 2 使用電気生成などに伴う 間接排出 | Scope 3 その他 間接排出 |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| 単体・子会社 | 約1百万トン | | 化石エネルギー 権益事業 約16百万トン |
| 持分法 | 発電事業 (建設中案件 推計値含む) 約43百万トン | | |

発電ポートフォリオ(石炭:ガス:再エネ比率)



2050年のカーボンニュートラル化に向けて、気候変動問題への対応方針の見直し

重要社会課題の中期目標と併せて、気候変動問題に関する新たな対応方針も発表しました。新たな方針では、石炭火力について新規の発電事業・建設工事請負には取り組まないこととし、また2040年代後半には全ての石炭火力発電事業を終え、撤退することとしました。

発電ポートフォリオについても、より環境負荷の低い発電ポートフォリオへのシフトを加速することを明確にしました。2035年に向けて石炭火力発電事業の比率を減らしていく一方、当社の強みである再生可能エネルギーの比率を着実に上げていきます。

一般炭鉱山開発事業についても、今後新規の権益取得は行わず、2030年には一般炭鉱山持分生産量ゼロを目指す方針としました。

気候変動問題に対する方針

基本方針

- 2050年に住友商事グループのカーボンニュートラル化を目指す*1。社会全体のCO₂排出量削減・Negative Emission化*2による、持続可能なエネルギーサイクル実現のための技術・ビジネスモデルを開拓する。
- 当社事業のCO₂排出の削減・吸収に加え、ビジネスパートナーや公共機関等と協力した取り組みや提言等を通じて、社会のカーボンニュートラル化に貢献する。

事業における方針

- 社会全体のCO₂排出削減に資する再生可能エネルギー化やエネルギー活用の効率化、及び燃料転換を促進する。また、再生可能エネルギーを主体とした新たなエネルギーマネジメントやモビリティサービスなどの提供や、水素社会の実現に取り組む。
- 発電事業については、地域社会における経済や産業の発展に不可欠なエネルギーを安定的に供給するとともに、経営資源を、より環境負荷の低い発電ポートフォリオに継続的にシフトする。(2035年:持分発電容量ベースで、石炭 20%、ガス 50%、再エネ 30%*3)
- 火力発電、化石エネルギー権益の開発については、2050年のカーボンニュートラル化を前提として取り組む。石炭火力については、新規の発電事業・建設工事請負には取り組まない*4。また、石炭火力発電事業については、2035年までにCO₂排出量を60%以上削減(2019年比)し、2040年代後半には全ての事業を終え石炭火力発電事業から撤退する。一般炭鉱山開発事業については、今後新規の権益取得は行わず、2030年の一般炭鉱山からの持分生産量ゼロを目指す。

*1 カーボンニュートラル化の対象となる事業の範囲は以下の通り。
 [Scope 1・2] 住友商事単体及び子会社の直接的CO₂排出と、各社の使用するエネルギーの生成に伴う間接的CO₂排出(但し、発電事業については持分法適用関連会社の排出も対象に含める)
 [Scope 3] 住友商事単体及び子会社、持分法適用関連会社の化石エネルギー権益事業で生産されたエネルギー資源の、他者の使用に伴う間接的CO₂排出。尚、カーボンニュートラル化とは、当社グループの事業によるCO₂排出と、CO₂排出削減への貢献を合わせたネットCO₂排出量をゼロとすることを指す。
 *2 Negative Emission化とは、過去に排出され、大気中に蓄積したCO₂を吸収・回収・除去することを指す。
 *3 2020年時点:石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%
 *4 唯一の例外として、当社が建設請負工事業者として現在参画しているバングラデシュ マタバリ1&2の拡張案件として 同国・本邦政府間で検討が進められているマタバリ3&4号機については、今後、様々なステークホルダーと対話を重ね、パリ協定との整合性を確認したうえで、参画の是非を検討する。(当社として、今後検討する可能性がある石炭火力発電事業・建設工事請負案件は本件のみ)

気候変動緩和

TCFD提言に基づく情報開示の拡充

気候変動問題は、持続可能な社会の実現のために、世界が一丸となって取り組むべき重大な課題であり、また、グローバルな気候変動緩和の潮流により、さまざまな産業における脱炭素化に資する新技術の採用やビジネスモデルの転換など、企業を取り巻く事業環境は大きく変化しています。その中で、企業は、気候変動緩和のためにどのような役割を果たすべきか、気候変動に関連する事業のリスクと機会にどのように対応すべきかが強く問われています。このような状況のもと、ステークホルダーの方々は、気候変動問題への関心を高め、企業評価の一側面として気候変動問題への取り組みを重視しています。当社ではホームページやESGコミュニケーションブックに加え統合報告書を通じて、気候変動問題に対する方針や、取り組みに関する情報を積極的に公開しています。また、ESG説明会などの対話の機会も通じて、さらなる情報開示の充実に努めています。

さらに当社は、気候変動問題への取り組みに関する情報開示の重要性への認識から、2019年3月に、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言に賛同しました。気候変動緩和を重要社会課題の一つとして長期・中期目標を設定し、気候変動問題に対する諸方針を見直すなどの取り組みを含め、TCFDが推奨している枠組みに準拠し、気候変動問題に対する当社の「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に関する情報を、ホームページやESGコミュニケーションブックで開示しています。

今、世界的に気候変動緩和への取り組みがさらに加速しており、パリ協定で掲げられた気温上昇を1.5℃に抑制するという努力目標を意識し、各国政府、企業がより早期のカーボンニュートラル化の計画や施策を打ち出しています。気候変動に関連する事業環境の変化は、今後、ますます急激なものとなることが予想されます。当社は、気候変動緩和への取り組みを戦略的な事業機会の開拓と位置付けるとともに、気候変動に関わるリスク管理の高度化を進めます。そして、急速な気候変動緩和・社会の脱炭素化のシナリオを含むさまざまな長期的な事業環境変化を想定した、より広範なリスク分析を行い、それらのリスク関連情報を開示していきます。

TCFD提言に基づく最新の開示は、ESGコミュニケーションブックをご参照ください。



<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/report>

持続可能なエネルギーサイクル実現のための新規ビジネスの開拓

当社では、カーボンニュートラル社会の実現に資する次世代事業の創出のため、新たな営業組織である「エネルギーイノベーション・イニシアチブ (EII)」を2021年4月に創設しました。

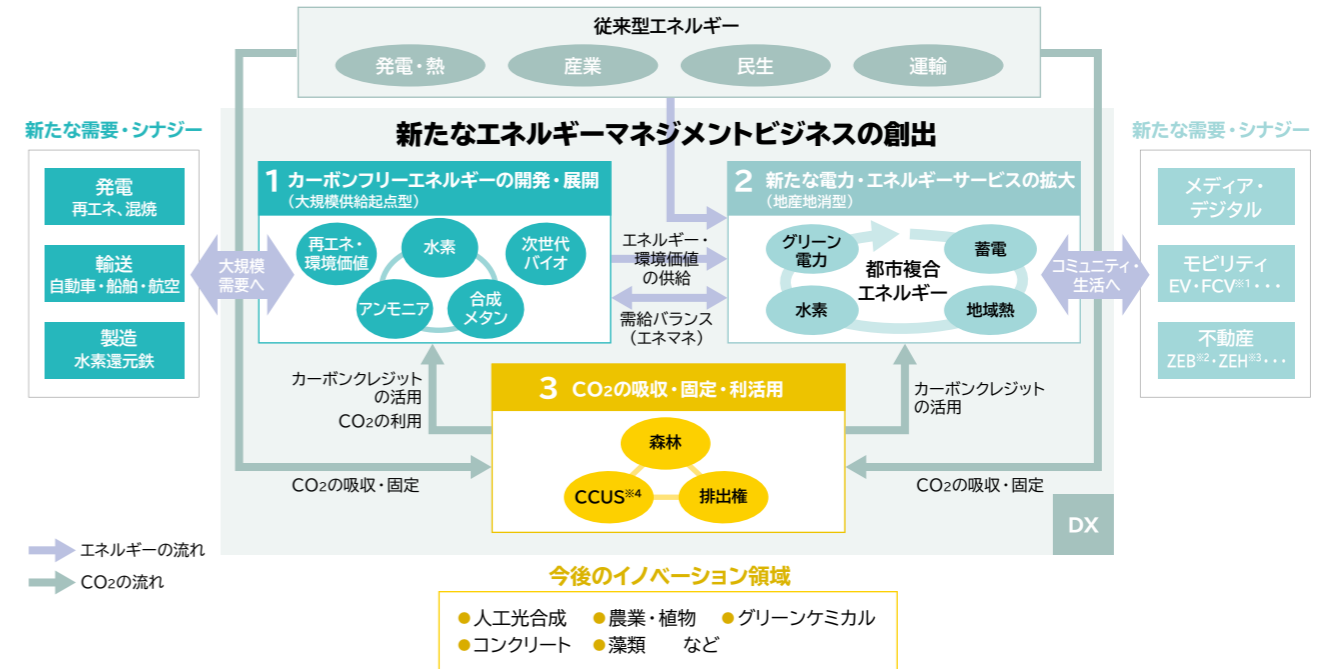
この組織では、脱炭素・循環型エネルギーシステムの構築を目指し、組織横断的に取り組んでいます。

具体的には、水素や次世代バイオといった「カーボンフリーエネルギーの開発・展開」や、大型蓄電・分散型電源事業など「新たな電力・エネルギーサービスの拡大」、そして「CO₂の吸収・固定・利活用」を3つの重点分野としています。

これら3つの重点分野は、それぞれが独立して存在するものではなく、相互に関連して一つのエネルギーシステムを構成しており、これらの掛け合わせ・融合によって新たな価値が生まれます。EIIでは、この仕組みを「新たなエネルギーマネジメントビジネス」と称し、関連する需要やシナジーと合わせて、次世代事業の創出に挑戦します。EIIが取り組むプロジェクトには、実証実験段階から社会実装段階、さらにすでに事業化段階にあるものなど、さまざまな案件があり、2030年を一つの目途として、相応の規模感のある収益基盤確立を目指し、取り組んでいます。

社会で真に必要なとされる価値を創出し提供する事業は、まさしく下方耐性の強い事業です。中長期的な視点を持ち、カーボンニュートラル社会の実現に貢献していきます。

「脱炭素・循環型エネルギーシステム」における次世代事業の創出

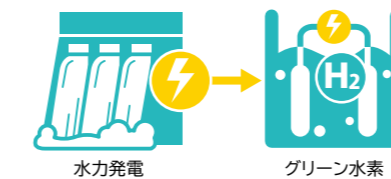


※1 FCV(Fuel Cell Vehicle) : 燃料電池自動車
 ※2 ZEB(Net Zero Energy Building) : 年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物
 ※3 ZEH(Net Zero Energy House) : 年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅
 ※4 CCUS(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) : CO₂を回収・有効利用・貯蔵する技術

カーボンフリーエネルギーの開発・展開例

マレーシアでの水力発電によるグリーン水素製造

当社は、2015年に水素バリューチェーン分科会を発足させて以来、多くのパートナーとグローバルネットワークを構築し、プロジェクトを組成してきました。現在、サラワク州政府の投資機関、日系パートナーと3社共同で、フィジビリティ・スタディを進めています。2023年をターゲットとして、同州内での地産地消用の水素製造を開始し、2030年までには日本市場向けを主として、水素製造と輸出体制の構築を目指しています。



新たな電力・エネルギーサービスの拡大例

分散型太陽光電源を軸としたグリーン電力プラットフォーム事業

当社は、2021年4月にシンガポールに本社を置くSunseap Group社に出資参加しました。同社は、総持分発電容量で約220メガワットの分散型太陽光発電事業を展開しており、東南アジアでトップシェアを誇ります。同社のノウハウと当社グループの顧客基盤などを活用し、グリーン電力プラットフォーム事業を進めていきます。



CO₂の吸収・固定・利活用例

ニュージーランド・ロシアの森林資源活用による新たな環境価値創造

当社はニュージーランド・ロシアを柱とした木材・森林事業を展開しています。当社が管理・経営する森林資産の規模は、日系商社の中で突出しており、環境に配慮した適切な森林経営を通じ、CO₂の吸収・固定に貢献していきます。また、森林事業のポートフォリオを最大限活用し、排出権などを含む新たな価値創造にも取り組んでいきます。



人権尊重

人権方針

事業の持続的成長を担保するために必要不可欠な「人権尊重」については、「全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重」という長期目標を設定しています。

当社グループは、人間尊重を経営姿勢の基本とすることを経営理念の中で掲げており、企業の社会的責任として人

権を尊重し、社会とともに持続的に成長することを目指す考え方を改めて表明するものとして、2020年に「住友商事グループ人権方針」を制定しました。

中期目標では、この方針に則った人権尊重の浸透・徹底を掲げ、人権デュー・デリジェンスによるリスク分析の強化や、リスク低減策を実施します。また、人権リスクの評価結果を踏まえ、より有効なグリーンバンスメカニズムを構築していきます。

住友商事グループ人権方針

住友商事は、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指し、人間尊重を経営姿勢の基本とすることを経営理念の中で掲げています。私たちは、企業に求められる社会的責任として人権を尊重し、社会とともに持続的に成長することを目指します。

住友商事は、2009年に経営理念と共通の価値観を提唱するものとして、人権や労働の分野を含む「国連グローバル・コンパクト10原則」に署名しています。また、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が定める人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って活動します。

1. 適用の範囲

住友商事は、グループ全体のすべての役職員が人権尊重の責任を果たすよう努めます。また、住友商事は、サプライヤーを始めとする取引先や事業パートナーに対し、本方針への賛同と理解、実践を求め、関与するバリューチェーンにおいて、ともに人権尊重を含む社会的責任を果たすよう働きかけていきます。

2. 人権デュー・デリジェンス

住友商事は、人権デュー・デリジェンスの取り組みを通じて人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めます。当社グループの活動が人権に負の影響を引き起こした事、または助長したことが明らかになった場合、適切な措置を講じることでその救済に努めます。

3. 適用法令の遵守

住友商事は、グループ全体の事業活動において、関連する国・地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合においては、国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

4. ステークホルダーとの対話・協議

住友商事は、関連するステークホルダーとの対話と協議を行うことにより、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

5. 社内啓発

住友商事は、本人権方針が理解され、効果的に実施されるよう、住友商事グループの役職員に対し、適切な啓発活動を推進します。

6. 情報開示

住友商事は、人権尊重の取り組みについて、適切な情報開示を行います。

人権デュー・デリジェンス

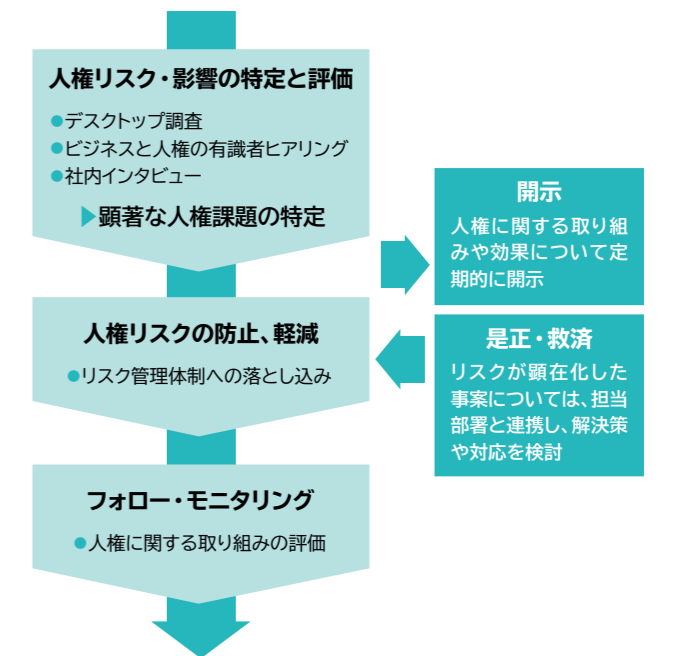
当社グループは「住友商事グループ人権方針」に基づき、事業活動による人権へのリスクを特定・防止・是正するために、2020年より人権デュー・デリジェンスを開始しました。この取り組みは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」「国連指導原則報告フレームワーク」「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」など国際的なガイドラインに沿ったプロセスで実施しています。2020年度は、その最初のステップとして、当社グループの事業活動による人権への影響・リスクを評価するために、優先的に対応すべき顕著な人権課題の特定に取り組み、以下8つの課題を特定しました。

今後はこれらの人権課題ごとに、当社グループにおいてリスクの高い分野から優先的に、リスク防止・軽減のための具体的な行動計画を検討・実行していきます。個別の事業においてすでに実行している人権尊重の取り組みについては継続的にモニタリングし、その結果を定期的に情報開示していきます。また、各事業についての人権リスク評価を踏まえ、サプライチェーン管理も含めた全社的なリスク管理サイクルへの落とし込み、改善への取り組みを推進していきます。

デジタル技術の進化や新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、私たちを取り巻く社会環境は日々変化してお

り、それに伴い、各種ビジネスのバリューチェーン状況や人権課題は刻々と変化しています。当社グループの多様な事業が関わる可能性がある人権への影響・リスクについて、ステークホルダーとの対話なども通じて、定期的に確認し、より正確で詳細な状況の把握に努めます。

人権デュー・デリジェンス／顕著な人権課題特定のプロセス



顕著な人権課題



「人権尊重の取り組み」の詳細は、ESGコミュニケーションブックをご参照ください。
<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/report>

